

伊都消防組合告示第 2 号

伊都消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 6 日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和 8 年伊都消防組合条例第 1 号

伊都消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

伊都消防組合火災予防条例（昭和 55 年伊都消防組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 を第 7 条の 3 とし、同条の見出し、同条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条の前に第 7 条の 2 として次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮

断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同項の前に次の1号を加える。

- 6の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。